



FTちゃん新聞

6月号

繁忙期が過ぎました。書類の整理以上に、頭の整理をしたいと思っています！



URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

平成20年6月9日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市楠根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963



3月決算も終わり、12月からの会計事務所の忙しい半年が終わりました。「やれやれ」ということで、先日6月2日を、事務所の整理業務に充てました。書類の整理・PCデータの整理、冷房時期に備えてクーラーのフィルターのうじもしました。フィルターはホコリで目詰まりしていましたので、そうじしてスッキリ。ごくわずかですが、地球温暖化対策にもなったのではないかと一人で満足しています。

私徳野は、仕事柄「細かな人」という印象を周囲に与えているようで、「先生、A型でしょ」なんていわれることが多いです。この場合のA型は、イコール、几帳面な人・キッチリした人、ということだと想像されますが、お客様からそう思われるとすれば、税理士としては、OKだと思っています。ここで、告白いたしますが、本当は「**おおざっぱのO型**」です。飲み屋のお姉さんには、本質を見抜かれるのか、いい加減な会話でバレルのか、「O型でしょ」と当てられることが多いですが…。

血液型のせいでしょうかはよくわかりませんが、私は整理が苦手です。郵便物も名刺もPCも、油断するとグチャグチャになります。先日は、いろいろなものを整理いたしましたが、1日では整理しきれませんでした。



整理しての感想…

「整理は普段からせんとアカン！」ごく当然の結論に至りました。みなさんは整理は上手ですか？

◆税務情報 メタボ対策費用も医療費控除の対象に

担当: 荒田

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が、働き盛りの中老年の大きな関心事項となっていますが、このメタボ対策にかかる自己負担費用の医療費控除の取扱いについて、厚生労働省からの照会に国税庁が下記のように回答しました（20年5月12日）。

- ①メタボであるか否かを検査する特定健康診査のための自己負担費用は、医療費には該当しない。
- ②しかし、検査の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと診断され、引き続き、特定保健指導が行われる場合には、特定健康診査と特定保健指導料の自己負担分が、医療費控除の対象に認められる。
- ③ただし、指導に基づいて行った運動の施設使用料や、食品の購入費用は、医療費控除の対象にはならない。

医療費控除の対象となるものについては、他の医療費と同様、領収書を確定申告書に添付（電子申告（e-Tax）の場合は、添付省略）し、医療費控除を受けることになります。



◆適用が延長された主な特別措置法

担当: 杉山

●交際費等の損金不算入制度

資本金の額が1億円以下の中小企業者の交際費等について、400万円までは90%を損金算入することができる現行制度が、平成22年3月31日まで延長されました。なお、資本金1億円超の企業は全額損金不算入です。

●少額減価償却資産の損金算入制度

中小企業者が取得した30万円未満の少額減価償却資産の取得価額につき、年間300万円まで損金の額に算入できる現行制度については、平成22年3月31日まで延長されました。

◆中小企業雇用安定化奨励金について

担当: 杉山

平成20年4月1日以降に中小企業が正社員への転換制度を新たに導入し、有期契約労働者を正社員に転換した場合に、受給することができます。

奨励金は二つの奨励金から構成されています。

- ①転換制度導入奨励金
制度導入から3年以内に1人以上正社員に転換した場合に、35万円を受給できます。
- ②転換促進奨励金
制度導入から3年以内に、3人以上正社員に転換した場合に、労働者1人について10万円が受給できます。（10人が限度）
詳細は別紙コピーをご覧ください。
（「中小企業雇用安定化奨励金」の上手な使い方）

◆税務スケジュール(6月)

- ◆4月決算法人の確定申告
- ◆10月決算法人の予定申告
- ◇10日(火) ・5月分源泉税・特別徴収住民税納付
・12～5月分 住民税の納付
(特別徴収・納期の特例分)
- ◇30日(月) ・5月分社会保険料納付



所得税の予定納税額の通知が届きます！
・廃業、休業等のため平成19年度より所得が減少する場合
・業績不振のため、明らかに平成19年度より所得が少なくなる見込み
などの場合、「**予定納税額の減額**」を申請することができます。

担当: 岡村

◆弥生(得)情報

担当: 荒田

みなさんは、月次試算表のどこを見えていますか？
徳野会計事務所では、月次P/L(損益計算書)を図(ストラック図といえます)で表すことにより、損益分岐点(利益がトントンになる売上のことです)、労働分配率、固定費に占める戦略費(積極的な仕掛け)や金利の割合等を把握しやすくしています。これらを理解して、どこに手を打てば利益がでるのか、お客様と一緒に改善点を検討し、戦略を立てて頂くお手伝いをしています。ご興味がある方は、徳野会計事務所までご連絡ください！

◆お客さまの声 (森下工業株式会社さま)

担当: 荒田

- 1) 会社情報
① 設立日: 平成19年9月20日(創業日: 平成12年10月18日)
② 事業内容: ダイヤモンド穿孔工事業他
③ 代表取締役: 森下 崇
④ 連絡先: (住所) 大阪市東住吉区山坂1-13-24 (電話番号) 06-4399-9905



(写真: 右からお二人目が森下社長)

2) どんな会社？
ダイヤモンド穿孔(センコウ)という特殊な工事を行っている会社。ドリルの先に人工ダイヤモンドを装着し、建物のコンクリートに穴を開け配管を通したり、ワイヤーを通して建物の補強工事を行っています。法人化は19年9月ですが、それまでの7年間の個人事業時代の経験と実績が備わっています。社長は33歳と若く、大手ゼネコン会社との取引を体当たりの営業でつかんだエネルギッシュな方です。今なおどンドン仕事の幅を広げておられ、最近では耐震補強工事に力を注がれています。奥様も建築士の資格をお持ちで、ご夫婦力を合わせて頑張っておられます。今後益々ご発展されるものと思います。

3) 徳野会計へのコメント
いつもお世話になっております。小さな事でもとても親切に対応して頂き本当に感謝しております。今度とも宜しくお願いします。

4) 自社アピール
当社は施工アンカー・ダイヤモンドコア・ワイヤーソーイング・ウォールソー工事等の施工を行っております。近年では耐震工事の注文が増え「見積り」から「施工」まで、耐震補強工事を一貫してうけたまわっております。安全確実に施工を行いますので安心してお任せ下さい！

◆スタッフより (メタボの続き)

担当: 荒田

今回の税務情報で取り上げましたメタボについて、私自身、非常に気になっております。

これまでも適度な運動と食事に気をつけなめかんと、ジムに入会したのですが、ほとんど行ってませんし、食事についても、私はめっちゃめっちゃ甘党で、毎晩シュークリームを食べてました。

おかげで、以前のベルトの穴だと窮屈になってきて、ベルトの穴を2つほどずらしております。

これからは、本当に運動・食事に気をつけていきます！



(みなさんは、大丈夫ですか?)

◆税務手続に関する書類の提出日

担当: 岡村

税務手続に関する書類の提出日は、原則として税務官庁に書類が到達した日となります(到達主義)。ただし、納税申告書(添付書類及び関連して提出する書類を含む。)や提出時期に具体的な制約がある書類(後続の手続に影響を及ぼすおそれのある書類を除く。)については、その書類が郵便や信書便により提出された場合、その郵便物や信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます(発信主義)。

※ 税務手続に関する書類は「信書」に該当するため、作成済みの書類を送付する場合には、「郵便物(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付してください。
具体的な信書の内容については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html)をご覧ください。



ゆうパック・エクスパック・メール便・宅配便は郵便物に該当しませんのでご注意ください。

主な書類の提出時期については国税庁HPIに掲載されておりますので、ご確認ください。
(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/teishutsujiki/periodList.htm>)

